

千歳市新学校給食センター整備運営事業  
特定事業の選定について

千歳市（以下「本市」という。）は、令和7年10月31日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、千歳市新学校給食センター整備運営事業に関する実施方針を公表した。この度、PFI法第7条の規定により、千歳市新学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年2月27日

千歳市

## 第1 事業の概要

### 1 事業名称

千歳市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 公共施設等の管理者

千歳市長 横田 隆一

### 3 事業内容

本事業は、8,000食／日の調理能力を有する千歳市新学校給食センター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

対象施設は、本施設とし、給食配送・回収、配膳業務は、小学校18校、中学校9校、高等支援学校1校、保育所3箇所（合計28校、3箇所）（以下「配送校」という。）を対象とする。ただし、東千歳保育所及び駒里保育所は現在休所中である。

### 4 事業方式

本市は、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）とPFI事業に係る契約（以下「事業契約」という。）を締結する。本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、事業契約における契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO:Build Transfer Operate）（一括払い型）により実施する。

### 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和26年7月末日までとする。

### 6 公共施設等の立地条件及び規模

- ・事業用地：北海道千歳市流通2丁目1-2
- ・敷地面積：11,630.52 m<sup>2</sup>

## 第2 事業の評価

本市の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

### 1 本市の財政負担見込額による定量的評価

#### (1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の 主な内訳	①施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、厨房機器等調達・設置費、什器・備品調達・設置費等） ②維持管理及び運営費用 ③地方債の償還に要する費用	①サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、厨房機器等調達・設置費、什器・備品調達・設置費、維持管理及び運営費、開業前経費等） ②アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④地方債の償還に要する費用 ⑤事業者からの税金（市税）を調整
共通事項	①事業期間：約23年6箇月 ・設計及び建設工事期間：約2年6箇月 ・維持管理及び運営期間：約15年2箇月 ②割引率：4.0% ③インフレ率：考慮しない	
資金調達に 関する事項	①国庫補助金 （学校施設環境改善交付金） ②地方債（公的資金） ・償還期間25年（元本据置1年） ・元金均等償還（年2回、50回払い） ・調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③一般財源	①国庫補助金 （学校施設環境改善交付金） ②地方債（公的資金） ・本市が自ら実施する場合と同じ条件 ③一般財源

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
設計及び建設・工事監理に関する費用	想定する施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定

## (2) 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づき、本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、PFI 事業として実施することにより、約 5 億円（税抜・5.0%）の財政負担額の削減が見込まれる。

表 財政負担額（現在価値）の比較

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額 (現在価値)	10,221 百万円	9,708 百万円
指数	100.0	95.0

## 2 PFI 事業として実施することの定性的評価

### (1) 給食サービスの向上

本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮される。

具体的には、事業者自らが設計及び建設することで、当該敷地を有効に活用しつつ、基本方針を踏まえた施設機能の向上を図った、効率的かつ効果的な調理環境が創出されることが期待できる。

これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全かつ安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

### (2) 建築物・各種設備機能の性能保持

学校給食センターでは、給食の提供に影響を及ぼさないよう厨房機器等の機能・性能を保持することが重要である。本事業を PFI 事業として実施することで、不具合や故障

等の発生を未然に防止する予防保全の考えが取り入れられ、長期的な観点で最適な時期に修繕や更新が実施されることで、良好な施設環境を長期間にわたって確保できる効果が期待できる。

### (3) リスク分担の明確化による安定した事業実施

PFI 事業として実施する場合、施設整備のための設計、建設等におけるリスク、維持管理及び運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、事業者と分担することが可能である。

本市と事業者との間で、設計、建設、維持管理及び運営に係る役割分担の設定や管理体制の整備を適切に行うことにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時において適切かつ迅速に対応することが可能となり、安定的かつ効率的な事業実施が期待できる。

## 3 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 5.0%の削減（リスク調整額を除く。）が見込まれ、さらに、公共サービスの水準の向上及び事業の安定化も期待できる。

なお、本市から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理及び運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスク等を勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから PFI 法第 7 条の規定より特定事業として選定する。